

都営バス車内デジタルサイネージ事業に係る  
事業協力者公募要項

令和8年5月

東京都交通局

## 目次

1	公募の趣旨 .....	- 3 -
2	募集内容 .....	- 3 -
3	導入予定数 .....	- 3 -
4	募集スケジュール .....	- 4 -
5	応募条件 .....	- 4 -
6	応募手続 .....	- 5 -
7	事業協力者の決定 .....	- 8 -
8	参加事業者の失格 .....	- 8 -
9	使用料及び支払方法 .....	- 8 -
10	業務内容 .....	- 9 -
11	業務運用日時及び運用体制 .....	- 12 -
12	放映動画等に係る条件 .....	- 12 -
13	事業スケジュール .....	- 13 -
14	その他 .....	- 13 -

## 都営バス車内デジタルサイネージ事業に係る事業協力者公募要項

### 1 公募の趣旨

東京都交通局（以下「交通局」という。）では、お客様サービスの向上、交通局の安全に関する取組等の周知・啓発などのため、バス車内にデジタルサイネージを導入し、情報配信する事業（以下「現行事業」という。）を実施している。

現行事業の事業期間満了に伴い、次期事業期間における都営バス車内デジタルサイネージの設置及び運用を行う事業者（以下「事業協力者」という。）を募集する。

### 2 募集内容

#### (1) 事業概要

事業協力者は、交通局が路線バス車内においてデジタルサイネージを用いた情報配信を実施するため、事業協力者の責任と費用負担により、以下の業務を実施する。

なお、各業務の詳細については、「10 業務内容」のとおり。

- ア デジタルサイネージ用機器（表示装置（ディスプレイ）、映像・情報を再生するための制御装置、通信設備等の関連機器を含む一式をいう。以下同じ。）の設置及び維持管理
- イ ニュース等のコンテンツの提供
- ウ 広告の受付及び事前審査
- エ 審査依頼
- オ 動画等（交通局情報動画等を含む。）の管理
- カ 番組編成及び配信管理
- キ 広告料請求及び課金管理
- ク 交通局との連絡調整及び報告
- ケ 本事業終了後のデジタルサイネージ用機器の撤去及び原状回復

#### (2) 事業開始時期及び事業期間

令和8年度にデジタルサイネージ用機器の試験を行った上で設置を開始し、令和9年4月以降速やかに事業を開始すること。設置車両数は段階的に拡大できるが、事業協力者は、応募時に提案した設置台数について、事業期間内かつ事業協力者が提案した設置期間内に全て設置を完了すること。事業期間は、協定締結の日から令和19年3月31日までとする。

### 3 導入予定数

#### (1) 対象営業所・支所及び設置台数

対象営業所・支所及び設置台数は、次のとおりとする。

区分	対象営業所・支所	設置台数
ア	早稲田自動車営業所青梅支所を除く、18営業所・支所	所別の設置台数は、各営業所・支所の車両数のおおむね10%以上100%以下の範囲で事業協力者が提案するものとし、設置台数は <b>合計1,000台</b>
イ	事業協力者が提案する営業所・	区分アとは別に、事業協力者が設置を希望す

	支所	る台数
--	----	-----

区分アの設置台数の合計は1,000台とし、事業協力者は当該台数となるよう提案しなければならない。

また、区分アの対象営業所・支所についても、当該営業所・支所の車両数の範囲内であれば、区分イとして追加の設置台数を提案することができるものとする。この場合において、同一の営業所・支所における区分ア及び区分イの設置台数の合計は、当該営業所・支所の車両数を上限とする。

さらに、区分ア及び区分イの設置台数の合計は、全営業所・支所の車両数の合計を上限とする。

なお、所別車両数については、別紙「車両数一覧」のとおり。

このほか、バス車内で配信されている情報の内容を確認する目的で、デモ機として1台、交通局自動車部計画課に設置するものとする。

#### 4 募集スケジュール

公募要項の公表から協定締結までのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

令和8年5月29日（金曜日）	公募要項の公表
同年5月29日（金曜日）から 6月9日（火曜日）まで	質疑受付期間
同年6月15日（月曜日）目途	質疑回答
同年6月26日（金曜日）から 7月6日（月曜日）まで	応募書類受付期間
同年7月下旬（予定）	事業協力者の決定、通知及び結果公表
同年8月中旬（予定）	協定締結

#### 5 応募条件

##### (1) 応募者の資格

次の各号を全て満たすこと。ただし、業務提携により応募する場合、イ及びウについて1者で資格を満たす必要はない。

なお、業務提携を行う場合においても、交通局は、代表の1者とのみ協定を締結するものとし、履行上の責任はその者が全て負うものとする。

ア 法人であること。

イ 応募の日から過去2年間に、鉄道又は路線バスに掲出する広告取扱実績を有すること。

ウ 応募の日から過去2年間に、デジタルサイネージを用いた情報配信の運用実績を有すること。

##### (2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。業務提携による応募の場合には、その構成員に次のいずれかに該当する者が含まれるときは、応募者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- イ 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 交資第 1711 号）に基づく指名停止期間中である者
- ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、交通局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者
- エ 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成 22 年 11 月 8 日付 22 交資第 1377 号）第 3 条第 1 項に規定する排除期間中である者
- オ 本件募集に応募しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に該当する者）がいる者

## 6 応募手続

### (1) 応募書類

#### ア 応募書類

書類等	提出部数
(ア) 応募申込書 別添様式 1 に必要事項を記載したもの	1 部
(イ) 提案書（正本） 「正本」として両面印刷したもの。「イ 提案書」の記載に従い作成すること。	1 部
(ウ) 提案書（副本） 「副本」として、「正本」から応募者が特定できる情報（社名等） <u>を全て削除して</u> 両面印刷したもの	7 部
(エ) 電子媒体 (ア) から (ウ) までの PDF ファイルを CD-R 又は DVD-R などの媒体に記録したもの	1 部
(オ) 代表者印に係る印鑑証明書（原本。応募書類提出日から起算して 3 か月以内に発行されたもの）	1 部
(カ) 定款（応募書類提出日現在のもの）	1 部
(キ) 会社概要（パンフレット等、様式自由）	1 部

#### イ 提案書

提案書は以下の内容を含み、A4 サイズ横書き（横／左上 1 か所ホチキス留め）とする。使用する言語は日本語、フォントは原則 10.5 ポイント以上とする。以下の (ア) から (セ) までの各号の順序と内容に従って、各号の番号を明記して、各々の提案内容を記載すること。

以下のうち、「(ア) 対象営業所・支所及び設置台数」、「(ウ) 使用料」、「(エ) デジタルサイネージ用機器の仕様等」及び「(ス) 実施期間内における収支見込」については、当該各号に規定している別添様式へ記載するものとするが、他の号については任意様式とする。

なお、任意様式のページ数は、表紙及び目次を除き、10 ページを上限とする。

(ア) 対象営業所・支所及び設置台数

設置を希望する営業所・支所及び所別の設置台数について、別添様式2に必要事項を記載すること。

(イ) 年度ごとの設置計画

令和9年度から令和18年度までの各年度について、設置対象となる営業所・支所名及び所別設置台数を記載すること。各年度の設置台数の合計及び累計設置台数も記載すること。

(ウ) 使用料

使用料について、別添様式3に必要事項を記載すること。

(エ) デジタルサイネージ用機器の仕様等

デジタルサイネージ用機器の仕様等について、別添様式4に必要事項を記載すること。

(オ) デジタルサイネージ用機器の障害監視方法、故障時の対応方法

デジタルサイネージ用機器の障害監視の方法及び故障時の対応方法について記載すること。

また、故障時には復旧までに何日要するか想定日数を記載すること。

なお、車両運用上の作業制約がないものと想定し、記載すること。

(カ) 交通情報・ニュース・気象情報等の内容

各コンテンツの内容やイメージを記載すること。交通情報・ニュース・気象情報のほかに、新たなコンテンツを提案することも可とする。

(キ) コンテンツ及び交通局情報の更新方法並びに更新頻度

コンテンツ及び交通局情報の更新方法並びに更新頻度について記載すること。

(ク) 民間広告を獲得する手法及び工夫

民間広告を獲得する手法及び工夫について記載すること。

(ケ) 東京都交通局指定広告代理店が広告掲出を申し込む場合の申込方法

東京都交通局指定広告代理店（以下「指定広告代理店」という。）が広告掲出を申し込む場合の申込方法について記載すること。

(コ) 業務提携を行う場合の業務分担

業務提携を行う場合は、業務分担について記載すること。

業務提携を行わない場合は、その旨を記載すること。

(サ) 鉄道又は路線バスに掲出する広告取扱実績

鉄道又は路線バスに掲出する広告取扱実績について、各実績の時期、内容及び規模等を記載すること。業務提携を行う場合は、全社の実績を記載すること。

(シ) デジタルサイネージを用いた情報配信の運用実績

デジタルサイネージを用いた情報配信の運用実績について、各実績の時期、内容及び規模等を記載すること。業務提携を行う場合は、全社の実績を記載すること。

なお、過去2年以内に公共交通機関の車内における運用実績がある場合は、評価の対象となるため、その具体的な内容を特に記載すること。

(ス) 実施期間内における収支見込

実施期間内における収支見込について、別添様式5に必要事項を記載すること。

(セ) その他提案事項

将来拡張性や追加提案事項など、他の号に記載していない提案内容がある場合は記載すること。

なお、提案内容については、実現に当たり交通局の費用負担がないものとする。

(2) 応募書類の提出期間

令和8年6月26日(金曜日)から7月6日(月曜日)まで(土日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。以下同じ。))を除く午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までの時間を除く。))

(3) 応募書類の提出方法

(6)の問合せ先へ**事前に電話連絡の上、持参又は書留郵便にて郵送(期限必着)**すること。

(4) 応募書類の取扱い

ア 応募書類の著作権は各応募者に帰属する。ただし、審査結果の公表及びその他交通局が必要と認める場合は、無償で使用・公表できるものとする。

イ 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 応募書類の内容は交通局への提出後に変更することができない(交通局が補正等を求める場合を除く。))。

エ 応募書類は審査に当たり、複製する場合がある。

オ 応募書類の内容に、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象が含まれていた場合、その結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負う。

カ 応募書類の作成等、応募に要する費用は応募者が負担すること。

キ 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) 質疑応答

公募要項に関する質問は以下のとおり対応する。

ア 受付期間

令和8年5月29日(金曜日)から6月9日(火曜日)まで

イ 受付方法

(ア) 電子メールによる。これ以外の方法(電話、訪問、郵送等)による質問は受け付けない。

(イ) 件名を「東京都交通局バス車内サイネージ公募に関する質問」とすること。

(ウ) 質問事項は、公募要項の関連する箇所を明記した上で、簡潔に記すこと。

(エ) 質問を記載した電子ファイルから、質問文のテキストがコピーと貼付けの操作で取り出せる形式を用いること。

(オ) 電子メールの送信後、必ず(6)の問合せ先へ電話にて到達を確認すること(土日及び祝日を除く午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までの時間を除く。))。

ウ 送付先

電子メールアドレス：[S2000020@section.metro.tokyo.jp](mailto:S2000020@section.metro.tokyo.jp)

エ 回答

質問への回答は、令和8年6月15日(月曜日)を目途に、交通局ホームページに掲示し、個別には回答しない。

なお、質問者の名称は公開しない。

(6) 応募書類の提出先及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎26階南側

東京都交通局自動車部計画課自動車システム担当

電話 03(5320)6109(直通)

## 7 事業協力者の決定

(1) 選定手続

交通局は、応募者について、審査委員会を設置し審査を行い、事業協力者を決定する。

(2) 審査基準

事業協力者を選定する基準に係る審査項目は、別紙「評価基準」のとおり。

(3) 審査方法

審査は、書類審査により実施する。

なお、必要に応じ、応募書類の内容に関して交通局から応募者に対して聞き取りを行うことがある。

(4) 審査結果の通知

全ての応募者に対して審査結果を通知する。

(5) 審査結果の公表

審査の結果は、交通局ホームページで公表する。

(6) 協定書の締結

事業協力者に選定した旨の通知を受けた応募者は、交通局と本事業に係る協定を締結する。

(7) その他

ア 審査の過程は公表しない。

イ 審査の結果、事業協力者なしとすることがある。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 応募書類が公募要項で示す条件を満たさない場合

(2) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(3) 応募資格を満たさなくなった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 9 使用料及び支払方法

(1) 使用料

事業協力者は、バス車内スペースの使用及び車内で発生する電力の使用に係る対価並びに広告収入の対価として、交通局に使用料を支払うこと。

(2) 使用料の金額

月額使用料は、バス1両当たり月額使用料に、前月末日時点におけるデジタルサイネージ用機器設置車両数を乗じた額とする。

なお、バス1両当たり月額使用料は、(3)に定める税を除き、500円を下限として事業協力者が応募時に提案した金額とする。

また、月額使用料の算定に用いるデジタルサイネージ用機器設置車両数の上限は1,000台とし、1,001台以上設置する場合は1,000台として取り扱う。

(3) 消費税等

使用料には、消費税及び地方消費税を含むこと。

(4) 支払方法

交通局は、令和9年4月から同年9月分までの合計額を令和9年9月に一括請求するものとし、以降6か月分の合計額を毎年3月及び9月に一括請求する。

事業協力者は、請求の翌月末営業日までに支払うこと。

なお、令和9年3月までの間は準備期間とし、交通局への使用料の支払は生じないものとする。

(5) 使用料の減額又は免除

天災事変その他の事業協力者の責めによらない事由又は交通局の都合により本業務を実施することができない期間については、交通局の判断により、当該期間に係る使用料を減額し、又は免除することができるものとする。

## 10 業務内容

事業協力者は、事業協力者の責任と費用負担により、以下の業務を実施すること。

(1) デジタルサイネージ用機器の設置及び維持管理

ア デジタルサイネージ用機器の設置

(ア) 交通局の路線バス車内に、事業協力者が提案し交通局と合意した構成のデジタルサイネージ用機器を設置すること。振動等で機器が落下することのないよう、しっかりと固定すること。

(イ) 乗務員及びお客様の動線により、接触の可能性がある場合は、交通局と協議の上、緩衝材等の防護措置を講じること。

(ウ) 交通局と協議の上、設置作業スケジュールを決定すること。

(エ) 交通局と協議の上、設置位置及び設置方法を決定し、路線バス車両への機器設置経験のある者が作業を行うこと。設置に際して他の機器の移設、撤去及び廃棄が必要な場合は、事業協力者の負担で適法に実施すること。

(オ) 設置作業は車両運用の都合により、作業時間の制約があることに留意すること。

設置作業は原則として営業運行時間外に車庫に停車中の車両を対象として実施するものとし、年間の設置可能台数は300台程度を想定している。

また、予定外の運行や整備の発生する可能性があることに留意すること。

(カ) 事業期間中に車両の廃車、転籍等が生じた場合、必要に応じ速やかにデジタルサイネージ用機器を載せ換えること。

(キ) 設置するデジタルサイネージ用機器は以下の要件を満たすこと。

a 車両側の供給電源電圧DC24Vに対応すること。

b 運行による振動、車内温度変化に十分耐えられる仕様・接続であること。

- c 動作温度範囲は-5℃～40℃、保存温度範囲は-20℃～60℃以上であること。
- d 画面サイズは 22 インチサイズ以上を目安とし、フォントサイズ 16 の文字が 1 m 先からはっきりと読める解像度とすること。広告のサイズは 16:9 を基本とし、違和感なく表示できること。
- e 夜間等周辺が暗くなった場合には、特別な操作なくモニターの輝度を減光すること。
- f 動作音について、営業運行の妨げになるような大きな音を車内に発しないこと。
- g 車内設置機器の消費電力は合計でおおむね 100W 以下とすること。
- h 機器は乗務員席後方部のポール上部に設置すること。機器の外寸は W580mm×H360mm 以内とする。厚みについては乗務員席後方部の背板からの出っ張りを 100mm 程度以内とすること。

なお、車体により寸法は若干異なる場合がある。ポールが設置されていない車両については、交通局と協議の上、設置位置及び設置方法を決定すること。

また、設置予定箇所の乗務員側は他の通信機器を設置しており工事上の制約となることに留意すること。

- i 当該機器から発生する電波等により他の車両搭載機器に影響を与えないこと。
  - j 電源の入切に乗務員の操作を要しないこと。
  - k 設置する機器は、交通局の許可を得ず他の用途に使用しないこと。
- (ク) バス車内に設置するデジタルサイネージ用機器と同一仕様の機器を 1 台、交通局自動車部計画課（東京都庁第二本庁舎 26 階）にデモ機として設置すること。当該デモ機においては、車内において配信するものと同一のコンテンツを配信すること。

なお、設置位置及び設置方法等については、交通局と協議の上、決定すること。

#### イ デジタルサイネージ用機器の試験

アの設置作業に先立ち、デジタルサイネージ用機器の試験を実施すること。交通局の指定する複数の車両に機器を設置し、おおむね 2 か月の間、継続的に試験運用を行うこと。試験において、バスの運行又は他システムの正常な動作を妨げるおそれのある問題が明らかになった場合、事業協力者の責任において対応すること。

なお、現行事業において既に設置・運用されているデジタルサイネージ用機器については、当該デジタルサイネージ用機器が既に対象車両において運用実績を有することを踏まえ、試験の実施を免除することがある。

#### ウ デジタルサイネージ用機器の維持管理

- (ア) デジタルサイネージ用機器の設置日、修理日、撤去日、設置機器の個体識別番号及び設置したバス車両の車号その他必要な情報を一覧にして管理すること。変更が生じた際には速やかに修正を行うこと。
- (イ) 設置したデジタルサイネージ用機器に故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行うこと。

また、必要に応じて原因を究明し対応を講じること。判明又は推定した原因と対策について、速やかに交通局に報告すること。

- (ウ) 必要に応じ、事業協力者自らの負担により、設置したデジタルサイネージ用機器と同等以上の機能又は性能を有する機器に交換することができる。この場合、交通局と事前に協議を行い、イに準じた試験を実施すること。

- (エ) 1か月の間に設置台数の5%以上に同一原因の故障が発生した場合、交通局と対応を協議すること。
- (2) ニュース等のコンテンツの提供  
12(1)エに基づき、交通情報、ニュース及び気象情報等のコンテンツを用意すること。
- (3) 広告の受付及び事前審査  
ア 本デジタルサイネージ用に、指定広告代理店から広告掲出の申込みがあった時には、広告枠が満枠で販売できない場合など、やむを得ない場合を除き受け付けること。  
また、事業協力者は指定広告代理店を介することなく直接広告掲出申込みを受け付けることができることとするが、料金、申込方法等について指定広告代理店に著しく不利益とならないよう配慮すること。  
イ 東京都交通局広告掲出審査要領に基づき、動画等の事前審査を行うこと。  
ウ 放映可否の連絡など、クライアントとの調整を行うこと。
- (4) 審査依頼  
動画等を事前審査した後、電子ファイルで交通局に送付し、審査依頼を行うこと。  
なお、交通局職員の審査により掲出不可と判断された動画等は放映せず、記録媒体を速やかにクライアントに返却すること。
- (5) 動画等（交通局情報動画等を含む。）の管理  
交通局情報などを含む、全ての動画等の受付（記録媒体又は電子ファイルの受領、受領の記録等）を行うこと。ただし、交通情報等のようにインターネット経由により随時配信するものは除く。  
また、動画等を記録した媒体を確実に保管し、保管の必要がなくなり次第、所有者に返却すること。
- (6) 番組編成及び配信管理  
提出された動画等を基に、放映開始日及び放映終了日、ロール切替えの有無などを決定し、放映番組を編成すること。設置したデジタルサイネージ用機器へのデータ投入など、配信に必要な作業を行うこと。
- (7) 広告料請求及び課金管理  
クライアント及び指定広告代理店との課金管理を適切に行うこと。
- (8) 交通局との連絡調整及び報告  
交通局との各種連絡調整を行うこと。  
また、月末時点での機器搭載車両数、機器一覧（交通局が提出を要求した場合）、放映した動画等の名称、放映期間、放映時間（秒数）、放映順序等について、毎月1回以上、交通局に電子ファイルで報告すること。
- (9) 本事業終了後のデジタルサイネージ用機器の撤去及び原状回復  
ア 事業期間の満了その他の理由により本事業が終了するときは、デジタルサイネージ用機器を撤去し、原状回復を図ること。  
なお、取外し痕が残る場合には隠蔽措置を講じること。  
イ 撤去のスケジュールについては、交通局と協議の上、決定するものとする。ただし、交通局が希望し事業協力者が承諾した場合には、事業協力者が所有権を放棄のうえ、バス車内のデジタルサイネージ用機器の撤去及び原状回復を行わないことができるものとする。

ウ バス車内のデジタルサイネージ用機器の撤去中においても、広告の取扱いを行っている車両がある場合は、当該車両数分の使用料を支払うこと。

## 11 業務運用日時及び運用体制

### (1) 業務運用日時

都庁が開庁している平日の午前9時から午後5時30分まで業務を実施し、業務に係る問合せ対応等を行うこと。

### (2) 運用体制

- ア 関係者から連絡可能な電話番号及びインターネットメールアドレスを用意すること。
- イ 緊急の放映中止、放映内容差替え等の要請に対して、原則として翌営業日までに作業を完了できる体制とすること。

## 12 放映動画等に係る条件

### (1) 放映動画等の種類、放映の目的等

#### ア 民間広告（有償）

事業協力者の費用償却、華やかさの演出、地域活性化に寄与することを目的とする。

#### イ 官公庁広報（有償・官公庁割引）

東京都の広報事業に協力することなどを目的とする。官公庁及び公益的法人又はこれに準ずるもののうち収益を目的としない広告とする。

#### ウ 交通局情報（無償）

お客様サービスの向上、安全に関する取組等の周知・啓発等を目的とする。交通局情報は交通局が用意するものを配信すること。

また、本情報枠のうち、交通局の判断で交通局情報以外の配信を依頼する可能性があることを了承すること。

#### エ 交通情報、ニュース、気象情報等（無償）※事業協力者が用意すること。

お客様サービスの向上、車内デジタルサイネージへの注目度を向上させることを目的に、次のとおり実施すること。

(ア) 内容は事業協力者の提案によることを原則とするが、交通情報、ニュース及び気象情報は必ず配信すること。

(イ) コンテンツは放送法（昭和25年法律第132号）第4条第1項の趣旨に合致するものであること。

(ウ) 交通情報は、別紙「鉄道運行情報の対象路線一覧」に記載する鉄道の運行情報を掲出すること。

また、情報元は24時間365日危機管理情報を配信している専用事業者から信頼のあるデータを取得すること。

(エ) 各画面の構成、配信言語は交通局の意見を可能な限り反映させること。

### (2) 放映枠の配分及び更新頻度

#### ア 1ロールの長さ

媒体価値の確保を図るために必要十分な長さを事業協力者が決定すること。ただし、著しくロール時間が短いなど、交通局情報の発信に支障があると判断した場合、認めない場合がある。

## イ 放映枠の配分

おおむね次のとおり放映枠を配分すること。

(ア) 民間広告及び官公庁広報は、1ロール中で2分の1以下とする。

(イ) 交通局情報は、1ロール中で4分の1以上とする。

(ウ) 交通情報、ニュース、気象情報等は、(イ)と合わせて1ロール中で2分の1以上とする。

## ウ 更新頻度

(ア) 交通局情報は、通常時は週に1度程度の変更を可能とし、緊急時は翌日までの変更が可能であること。

(イ) 交通情報は5分に1回程度、その他のニュース、気象情報等については1日に3回以上更新された最新情報を放映すること。通信障害等により情報更新が行えない場合、一定の期間よりも古い情報はスキップを行うなど放映しないこと。放映しない基準期間はコンテンツ別に異なる設定が可能であること。

(ウ) 民間広告及び官公庁広報については、事業協力者が決定し運用すること。

## (3) 料金設定

民間広告及び官公庁広報の料金は、事業協力者が決定すること。(1)イの官公庁広報に関しては、料金を割引することができるものとし、割引率は30%を上限すること。

なお、官公庁割引の適用対象となる団体等の基準については、交通局資産運用部が所管する広告の取扱いに準ずるものとする。

## 13 事業スケジュール

(1) 令和8年10月31日までに交通局が指定する営業所の車両に試験用のデジタルサイネージ用機器を設置し、設置後最低2か月間試験を実施すること。

(2) (1)の試験完了後、デジタルサイネージ用機器の設置を開始すること。

なお、既存広告媒体の状況により工程に制約が生じる可能性がある。

(3) 令和9年4月1日以降速やかに情報配信を開始すること。

(4) 設置車両数は段階的に拡大できるが、事業協力者は、応募時に提案した設置台数について、事業期間内かつ事業協力者が提案した設置期間内に全て設置を完了すること。

## 14 その他

### (1) 自動車運送事業等の優先

事業の実施に当たっては、自動車運送事業を優先し、安全輸送の確保、車両及び設備の維持管理等の点検・検査等に協力すること。

### (2) 損害賠償

ア 事業協力者は、その責めに帰する理由により、車両及び設備の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 事業協力者は、前号に掲げる場合のほか、交通局が定める条件を履行しないため交通局又は第三者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(3) 事業協力者に選定された場合、本公募要項の記載事項及び事業協力者が提案した内容は事業期間中、事業協力者を法的に拘束するものとする。真にやむを得ない場合を除き、提案内容の変更、取消し、取扱いの中止等は認めない。

なお、「真にやむを得ない場合」とは、事業協力者の責めに帰することができず、かつ、事業協力者の合理的な支配を超える事由により、本公募要項記載の業務の全部又は一部の実施が不可能又は著しく困難となった場合をいい、次に掲げる事由その他これらに準ずるもので、交通局が書面により認めたものとする。

ア 地震、台風、豪雨、洪水、噴火その他の自然災害

イ 戦争、内乱、暴動、テロ行為その他これに類する社会的動乱

ウ 法令の制定、改廃又は公権力による命令・処分により、本実施業務の履行が不可能となった場合

エ アからウまでのほか、当時者の予見及び回避が合理的に不可能であった事由。ただし、事業協力者の予算の不足又は変更、人員不足、組織改編その他内部事情、採算悪化、事業計画の変更その他経営上の判断等は、該当しないものとする。

## 別紙 車両数一覧

(令和8年4月1日現在)

項番	営業所・支所名	略称	住所	車両数
1	品川自動車営業所	品川	品川区北品川 1-5-12	112
2	品川自動車営業所港南支所	港南	港区港南 4-7-1	40
3	渋谷自動車営業所	渋谷	渋谷区東 2-25-36	112
4	渋谷自動車営業所新宿支所	新宿	新宿区西新宿 3-19-1	26
5	小滝橋自動車営業所	小滝橋	中野区東中野 5-30-2	51
6	小滝橋自動車営業所杉並支所	杉並	杉並区梅里 1-14-22	33
7	早稲田自動車営業所	早稲田	新宿区西早稲田 1-9-23	44
8	早稲田自動車営業所青梅支所	青梅	青梅市森下町 554	29
9	巣鴨自動車営業所	巣鴨	豊島区巣鴨 2-9-8	103
10	北自動車営業所	北	北区神谷 3-10-6	109
11	北自動車営業所練馬支所	練馬	練馬区豊玉上 2-7-1	46
12	千住自動車営業所	千住	足立区梅田 2-3-11-101	71
13	南千住自動車営業所	南千住	荒川区南千住 2-33-1	74
14	南千住自動車営業所青戸支所	青戸	葛飾区白鳥 1-8-1	40
15	江東自動車営業所	江東	墨田区江東橋 4-30-10	106
16	江戸川自動車営業所	江戸川	江戸川区中葛西 4-9-11	161
17	江戸川自動車営業所臨海支所	臨海	江戸川区臨海町 4-1-1	68
18	深川自動車営業所	深川	江東区東雲 2-7-41	151
19	有明自動車営業所	有明	江東区有明 3-9-25	59
	合計			1,435

※江東区コミュニティバス「しおかぜ」を除く

※車両運用等に係る注意事項

- ア 整備又は運用上の都合で、運行しない車両が毎日発生する。
- イ 転籍等により、営業所・支所別車両数は変動する可能性がある。
- ウ 都営バス車両は毎年度、数10両から100両前後の更新が行われる。

## 評価基準

評価項目		評価基準	配点	(参考) 提案書の項目
1	設置の規模	(1) 設置台数の追加提案について、次の計算式により算出する。 当該応募者が提案する追加設置台数（別添様式2の区分イの台数）／435台×配点 ※上記の算出において、小数点以下は切り捨てる。	100	(ア) 対象営業所・支所及び設置台数
2	設置の迅速性	(1) 必須設置台数1,000台までの設置スケジュールについて、次のとおり採点する。 令和12年度末までに完了する計画：20点 令和13年度末までに完了する計画：10点 令和14年度以降に完了する計画又は完了時期が明確に示されていない：0点	20	(イ) 年度ごとの設置計画
3	使用料	(1) 使用料の1台当たり単価について、次の計算式により算出する。 当該応募者の単価／最も高い金額を提示した者の単価×配点 ※上記の算出において、小数点以下は切り捨てる。	10	(ウ) 使用料
4	機器の品質、信頼性	(1) 耐振性、耐熱性等を備え、車載機器として十分な信頼性を有する機器が提案されているか。	10	(エ) デジタルサイネージ用機器の仕様等
		(2) 視野角、解像度等の仕様について、バスの乗客が情報を視認しやすいディスプレイが提案されているか。	10	
		(3) 機器の障害監視方法が具体的に記載されており、当局にとって有用な内容となっているか。	10	(オ) デジタルサイネージ用機器の障害監視方法、故障時の対応方法
		(4) 故障発生時の対応が具体的に記載されており、当局にとって有用な内容となっているか。	10	
5	コンテンツの品質	(1) 交通情報、ニュース及び気象情報の各コンテンツの内容が具体的に記載されており、お客様サービスの向上やデジタルサイネージの注目度向上に資する内容となっているか。	10	(カ) 交通情報・ニュース・気象情報等の内容
		(2) 【新規コンテンツの提案がある場合に限り、加点】 新規コンテンツの提案内容がお客様サービスの向上やデジタルサイネージの注目度向上に資する有用な内容となっているか。	10	
6	履行の確実性	(1) 【過去2年以内に公共交通機関の車内におけるデジタルサイネージを用いた情報配信の運用実績がある場合に限り、加点】 当該実績が本事業の遂行に有益であると判断できるか。	10	(シ) デジタルサイネージを用いた情報配信の運用実績
		(2) 収支見込が妥当かつ安定しており、本事業の履行が確実と認められるか。	20	(ス) 実施期間内における収支見込
7	加点	(1) 【特に評価すべき内容がある場合に限り、加点】 上記以外に、特に評価すべき優れた点があるか。	10	(セ) その他提案事項

別紙 鉄道運行情報の対象路線一覧

No.	鉄道会社	路線名
1	JR東日本	山手線
2	JR東日本	京浜東北根岸線
3	JR東日本	湘南新宿ライン
4	JR東日本	東海道本線（東京－熱海）
5	JR東日本	埼京川越線
6	JR東日本	高崎線
7	JR東日本	横須賀線
8	JR東日本	総武線（快速）
9	JR東日本	中央線（各停）
10	JR東日本	中央総武線（各停）
11	JR東日本	京葉線
12	JR東日本	成田エクスプレス
13	JR東日本	上野東京ライン
14	JR東日本	宇都宮線
15	JR東日本	常磐線（快速）
16	JR東日本	常磐線（各停）
17	首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス
18	東京都交通局	三田線
19	東京都交通局	新宿線
20	東京都交通局	浅草線
21	東京都交通局	大江戸線
22	東京都交通局	都電荒川線
23	東京都交通局	日暮里・舎人ライナー
24	東京メトロ	銀座線
25	東京メトロ	丸の内線
26	東京メトロ	日比谷線
27	東京メトロ	東西線
28	東京メトロ	千代田線
29	東京メトロ	有楽町線
30	東京メトロ	半蔵門線
31	東京メトロ	南北線
32	東京メトロ	副都心線
33	東京高速臨海鉄道	りんかい線
34	ゆりかもめ	ゆりかもめ
35	東京モノレール	東京モノレール
36	東急電鉄	大井町線
37	東急電鉄	池上線

**別紙 鉄道運行情報の対象路線一覧**

No.	鉄道会社	路線名
38	東急電鉄	田園都市線
39	東急電鉄	東横線
40	東急電鉄	目黒線
41	小田急電鉄	小田原線
42	西武鉄道	新宿線
43	西武鉄道	池袋線・秩父線
44	京浜急行電鉄	京急本線
45	京成電鉄	京成本線
46	京王電鉄	京王線
47	京王電鉄	京王新線
48	京王電鉄	井の頭線
49	東武鉄道	東上線
50	東武鉄道	スカイツリーライン
51	東武鉄道	亀戸線
52	JR東海	東海道新幹線
53	JR東日本	東北新幹線
54	JR東日本	上越新幹線
55	JR東日本	北陸新幹線